

助成金・給付金・補助金

お任せください！ワンストップでお引き受けします！

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業主様



前年同月より5%以上売上が減少し
従業員を休業させている
または、休業させる予定がある

家賃の支払いが厳しい

新製品・サービス開発や生産プロセス改善
また、新型コロナウイルス感染症の影響を
乗り越えるため前向きな投資を行う

雇用調整助成金

- 【助成率】**
賃金相当額または休業手当の総額
10分の8～10分の10(中小企業)
3分の2～4分の3(大企業)
休業1人1日 **最大15,000円**
※日額の上限は補正予算成立後の予定金額です。
- 【提出期限】**
支給対象期間の初日が5月31日までであれば
8月31日までに支給申請書を提出する必要があります。
- 【アドバイス】**
相次ぐ要件緩和により、むしろ複雑化。
過去に申請できないと判断された方も、
対象となる可能性があります。
お気軽にご相談を。
- 【所管】** 厚生労働省

家賃支援給付金

- 【給付額】**
法人 家賃の3分の2 **上限月50万円 6か月分**
複数店舗を所有する場合 **上限月100万円**
個人 家賃の3分の2 **上限月25万円 6か月分**
複数店舗を所有する場合 **上限月50万円**
- 【支給対象】**
中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、
5月～12月において以下のいずれかに該当する方
①いずれか1か月の売上高が
前年同月比で50%以上減少
②連続する3ヶ月の売上高が
前年同期比で30%以上減少
- 【申請期間】** 未定(7月上旬受付開始見込み)
- 【所管】** 中小企業庁

ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金

- 【補助上限】**
補助上限 **1,000万円** 補助率 2分の1(原則)
- 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため
前向きな投資を行う場合
補助率 **3分の2**または**4分の3**
- さらに、ガイドラインに基づいた感染拡大予防の取組を行う
場合 **定額補助・上限50万円を別枠で上乗せ**
- 【どんな事業計画が必要?】**
以下の要件を満たす事業計画(3～5年)を策定・実施
中小企業ならどなたでも応募可能
要件① 付加価値額 +3%以上/年
要件② 給与支給総額 +1.5%/年
要件③ 事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円
- 【申請期間】** 令和2年6月10日～令和2年8月3日
- 【所管】** 中小企業庁

小学校等の臨時休校に
より保護者が休みを
取得しなくなりました

前年同月比で
売上が50%以上減少した

新型コロナウイルス感染症の影響への対策、
拡大防止に向け具体的な対策に取り組み、
ITツールを導入したい

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

- 【助成率】**
賃金の全額
1人1日 **最大15,000円**
- 【対象となる期間】**
令和2年2月27日～令和2年9月30日
- 【対象者】**
小学校以下のお子様がいる保護者の方
※雇用保険加入未加入は問いません
- 【申請期間】**
令和2年3月18日～令和2年12月28日
- 【注意事項】**
年次有給休暇とは別に、賃金を全額支給の
休暇を取らせることが必要です。
- 【所管】** 厚生労働省

持続化給付金

- 【給付額】**
法人 **最大200万円**
個人事業者 **最大100万円**
※昨年1年間の売上からの減少分が上限
- 【支給対象】**
・フリーランスの方も対象
・医療法人、NPO法人、農業法人、社会福祉法人
などの会社以外の法人も対象
- 【申請期間】**
令和2年5月1日～令和3年1月15日
- 【給付のタイミング】**
申請後2週間で給付
- 【所管】** 経済産業省

IT導入補助金

- 【補助率】**
補助率 **4分の3**
- 【補助額】** **30万円～450万円**
- 【条件】**
補助対象経費の6分の1以上が、下記のいずれかにあたる
投資が対象
・サプライチェーンの毀損への対応
・非対面型ビジネスモデルへの転換
・テレワーク環境の整備
- 【申請期間】**
3次締切・6月12日
4次締切・6月26日
5次締切・7月10日
- 【所管】** 中小企業庁

お気軽にSATO助成金センターへご連絡ください！

その他、雇用関係助成金全般、持続化補助金などの申請も代行しております。
申請代行費用を別途申し受けます。

全てワンストップで対応します！

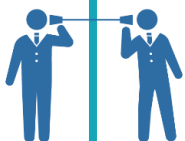
SATO助成金センター ☎03-5957-2770
持続化給付金・補助金代行窓口 ☎0570-030-310

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-14 飯田橋東日本ビル1F

【運営】 SATO GROUP

日本社会保険労務士法人
SATO行政書士法人

代表 03-5957-2770 <https://nsrh.jp/>
代表 011-742-8222 <http://sgs.sato-group.com/>



日本社会保険労務士法人 SATO行政書士法人 SATO助成金センター

日本社会保険労務士法人 助成金センター

【所在地】 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-14 飯田橋東日本ビル1F
TEL 03-5957-2770

【MAIL】 info@nsrh.jp



SATO行政書士法人

【所在地】 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-32-1
TEL 0570-030-310(持続化給付金・補助金代行窓口)
(受付時間 平日 9:00~18:00)

